

表彰・顕彰に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下「本会」という）が行う表彰や関係団体への表彰候補者の推薦、および本会に対し顕著な功績のあった者に対し栄誉をたたえることに関し、必要な事項を定める。

(表彰・顕彰基準)

第2条 正会員または賛助会員および県内の診療放射線技師養成校（以下養成校）に在席する者、物故者のうち、次の各号の一つに該当する者に対し表彰する。ただし、関係団体による表彰に関しては候補者の推薦にとどめる。

- (1) 永年会員表彰：正会員として通算50年以上活動した物
- (2) 感謝状：賛助会員として本会に貢献した者
- (3) 功労賞：下記のいずれか一つに該当する者
 - ①定款で定める役員（以下、「役員」という）として通算10年以上務めた者
 - ②役員および参事、支部委員として通算15年以上務めた者
 - ③理事会が妥当と認めた者
- (4) 特別功労賞：下記のいずれか一つに該当する者
 - ①役員として通算20年以上務めた者
 - ②役員および参事、支部委員として通算25年以上務めた者
 - ③人命救助や消火活動などの社会的貢献をした者
 - ④理事会が妥当と認めた者
- (5) 栄誉会員表彰：物故者のうち、役員および参事、支部委員として顕著な功績があった者
- (6) 会長表彰：本会事業において優れた成果をあげた者および貢献した者
 - ①表彰者は1名
 - ②自薦は受け付けない
- (7) 新人賞：診療放射線技師免許取得後5年未満で学術において特に優秀な発表をした者
 - ①各支部より推薦を受けた者を表彰委員会で審議し、理事会へ答申する
 - ②表彰者は若干名
 - ③会長より推薦を受けた者を表彰委員会で審議し、理事会へ答申する
- (8) 学術奨励表彰：診療放射線技師免許取得後5年以上で学術において特に優秀な発表をした者
 - ①学術教育担当理事より推薦を受けた者を表彰委員会で審議し、理事会へ答申する
 - ②表彰者は若干名
- (9) 学術優秀賞：養成校で特に優秀な成績を収めた者
 - ①養成校より推薦を受けた者を表彰委員会で審議し、理事会へ答申する
 - ②表彰者は2名以内

(申請)

第3条 表彰および顕彰に関する申請は、理事または10人以上の正会員の推薦により行うことができる。ただし、被表彰者として会長職にある者を推薦することはできない。

2 過去に申請した実績については重複して申請できない。

3 学業優秀賞は、養成校からの学業優秀表彰候補者推薦書を基に審議する。

(表彰・顕彰委員会)

第4条 表彰および顕彰に関する選考を行うため、表彰・顕彰委員会を置く。ただし、学術表彰に関しては学術教育担当理事が推薦する。

2 表彰・顕彰委員会は、会長の諮問機関として担当常務理事1人を含む理事・参事の合計10人以内で構成し、その結果を会長に答申する。

(審議)

第5条 表彰および顕彰に関する審議は、表彰・顕彰委員会の答申を得て理事会が行うものとする。ただし、関係団体の規程による表彰候補者の推薦時期が迫っている場合は、会長判断とする。

(時期)

第6条 表彰および顕彰は、周年記念式典または社員総会または学術大会において会長が行う。

2 特別に必要なあるときはその限りではない。

3 関係団体に関しては、当該団体の規程に準拠する。

4 学業優秀賞は、育成校の卒業式で行う。

(表彰方法)

第7条 表彰および顕彰は、表彰状などを授与して行うものとし、3万円以内相当の副賞を付与することもできる。

(規定の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

2018年08月18日制定
2018年04月01日より適用
2023年08月26日制定
2023年04月01日より適用